5　この省令の施行の際現に旧規則第五十四条第三号の規定により飛行機の型式についての限定をされている旧資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けている者は、当該型式及び最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（航空法施行規則第五十六条の二に規定する特定飛行機普通Ｎ（次項において単に「特定飛行機普通Ｎ」という。）及び附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けたものとみなす。

6　この省令の施行の際現に旧資格（二等航空整備士に限る。）についての技能証明（飛行機についての限定がされたものに限る。）を受けている者は、最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（特定飛行機普通Ｎ及び附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けたものとみなす。

7・8　（略）

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に旧規則附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃである飛行機は、前条の規定による改正後の航空法施行規則の一部を改正する省令附則第十四条第五項及び第六項の規定の適用については、特定飛行機普通Ｎとみなす。

○国土交通省令第十四号

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）を実施するため、港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令

港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「までに、」の下に「事業概況報告書、財務諸表、検数・検量取扱い実績報告書及び鑑定取扱い実績報告書にあつては国土交通大臣に、その他の報告書にあつては」を加え、「（検数事業、鑑定事業又は検量事業を営む者については、その主たる事務所の所在地。次条第一項において同じ。）」を削り、ただし書を削る。

第二条の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄
事業概況報告書（第一号様式）	当該事業年度に係る実績	毎事業年度の経過後百日以内
財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表、営業収益明細表（第二号様式）、営業費明細表（第三号様式）及び港湾運送事業人件費明細表（第四号様式））	当該事業年度に係る実績	毎事業年度の経過後百日以内
港湾運送事業実績報告書（第五号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
港湾運送引受け実績報告書（第六号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
船舶積卸し実績報告書（第七号様式）	月末で終わる一月間の実績	翌月の末日まで
沿岸荷役実績報告書（第八号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
はしけ稼働実績報告書（第九号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
いかだ運送実績報告書（第十号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
労働者数及び稼働実績報告書（第十一号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
検数・検量取扱い実績報告書（第十二号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで
鑑定取扱い実績報告書（第十三号様式）	三月三十一日を末日とする一年間の実績	四月三十日まで

第三条第一項を次のように改める。

前条の規定により国土交通大臣に報告書を提出する場合は、一般港湾運送事業等を営む者については、所轄地方運輸局長（二以上の港湾において当該事業を営む者については、当該二以上の港湾のうち一の所在地を管轄する地方運輸局長）を、検数事業等を営む者については、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由しなければならない。ただし、一般港湾運送事業等を営む者については、その営む港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「所轄運輸支局」という。）の長を、検数事業等を営む者については、その主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所の長を経由することができる。